

○甲南大学発明規程

平成19年3月23日

理事会制定

改正 平成28年3月29日

令和3年6月25日

(目的)

第1条 この規程は、本大学の教職員等の発明者としての権利を保障し、発明の促進及び研究意欲の向上を図り、本大学における学術研究の振興及びその成果の社会的活用と保護を図るため、本大学の教職員等が行った発明等の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「発明等」とは、発明、考案、意匠、商標、回路配置、植物品種、プログラム又はデータベースの著作物、成果有体物並びにノウハウをいう。
- (2) 「職務発明等」とは、教職員等が行った発明等であつて、その内容が本大学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至つた行為が本大学における当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。ただし、プログラム又はデータベースの著作物にあつては本学園の発意に基づき教職員等が職務上作成するものをいう。
- (3) 「発明者」とは、発明等をなした本大学の教職員等をいう。
- (4) 「知的財産権等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作

権

エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な  
財産的価値があるもの

オ 外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

(5) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本大学の専任教職員、特定任期教員、博士研究員

イ その他、本学園と雇用関係にある者

(権利の帰属・承継)

第3条 本学園は、教職員等が行った職務発明等にかかわる知的財産権等の全部又は一部を  
承継する。ただし、本学園が承継しないと決定した場合等においては、その限りでない。

2 前項にかかわらず、学外共同研究、受託研究にかかわる知的財産権等の帰属は、当該学  
外共同研究契約書、受託研究契約書（以下「学外共同契約書等」という。）における発明  
等に関する取決めによることができる。

3 教職員等が行った発明等が職務発明等に当たらない場合であつて、当該発明等にかかわ  
る知的財産権等の譲渡を発明者が申し出たときは、本学園はこれを承継することができる。  
(学生等が行った発明等)

第4条 本大学及び本大学院の学生が発明等を行い、当該発明等にかかわる知的財産権等の  
譲渡を申し出たとき、本学園はこれを承継することができる。この場合、当該学生につい  
ては教職員等に準じて本規程を適用する。

第5条 本大学の客員教授、客員特別研究員等で、任用にあつて発明等につき本学園と契  
約がなされている者が発明等を行った場合は、教職員等に準じて本規程を適用する。

2 教職員等が他大学その他の機関（以下「他大学等」という。）に所属する者（以下「学  
外発明者」という。）と共同で発明等（以下「学外共同発明等」という。）を行った場合  
であつて、当該学外発明者と本学園との間で本規程の適用を受けることを合意していると  
きは、当該学外発明者については本大学の教職員等に準じて本規程を適用する。

(発明等の届出)

第6条 教職員等が発明等を行った場合は、速やかに書面をもつて所属長を経由して、学長  
に届け出なければならない。

(発明委員会)

第7条 発明等にかかわる知的財産権等の帰属、出願、出願審査の請求その他の権利取得手  
続、権利維持・保全及びその活用（以下「知的財産権等の帰属等」という。）を円滑に行

うために発明委員会を置く。

- 2 発明委員会は、発明等にかかわる知的財産権等の帰属等必要な事項を審議し、その結果を理事長及び学長に報告する。
- 3 発明委員会は、次の者をもつて構成する。
  - (1) フロンティア研究推進機構長（以下「機構長」という。）
  - (2) 研究科長（専門職大学院の研究科長を含む。）
  - (3) 財務部長
  - (4) 委員長が指名する発明等に係る専門知識を有する学内外の委員若干名
- 4 前項第4号に規定する委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 発明委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 6 委員長は第3項第1号の委員がこれにあたり、発明委員会を招集し、議長となる。
- 7 発明委員会は、構成員の過半数の出席をもつて成立し、出席者の過半数をもつて議決する。
- 8 発明委員会が必要と認めるときは、発明委員会とは別に発明評価会議を設けることができる。発明評価会議は、委員長が指名する若干名の委員で構成し、その他必要な事項は別に定める。

（権利の承継手続）

第8条 発明等にかかわる知的財産権等を本学園が承継するかどうかについては、理事長が学長と協議のうえ決定する。

- 2 機構長は、前項の決定を発明者及び当該発明者の所属長に通知する。
- 3 本学園が発明等にかかわる知的財産権等を承継すると決定したときは、発明者は権利譲渡書及びその他必要な書類を提出しなければならない。
- 4 本学園は、前項による書類の提出を受けた後、速やかに当該発明等にかかわる知的財産権等を取得するための手続を行う。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。
- 5 本学園は、前項にかかわらず、外国出願を行う発明等を特定し、別途出願手続を行うことができる。
- 6 本学園は、出願及び権利取得並びに権利維持・保全に要する費用を、本学園の知的財産権等の持分に応じて負担する。ただし、学外共同研究契約書等により定めがあるときは、その定めによる。
- 7 本学園が承継した発明等にかかわる知的財産権等を放棄又は消滅させようとするとき

は、発明者にその旨を通知する。

8 本学園は、承継した知的財産権の全部又は一部を知的財産権の保護及び活用の支援を行う適当な事業団あるいは技術移転組織に譲渡することができる。

9 発明者が当該発明等にかかわる知的財産権等を本学園以外の者に譲渡しようとするときは、権利の承継について理事長の決定がなされる以前に、これを行ってはならない。

(権利の承継等の対価)

第9条 本学園は、次の基準に基づく対価を発明者に支払う。

(1) 発明等にかかわる知的財産権等を承継した場合（ただし、プログラム又はデータベースの著作物の著作権にあつてはその届出を受けた場合）、1件につき9,000円

(2) 第8条第4項の手続により知的財産権等を取得した場合、1件につき21,000円

(3) 知的財産権等の活用により本学園が収入を得たときは、その収入から当該発明等の出願、権利保持その他に要した経費を差し引いた額の50%

2 前項の対価を受ける権利を有する発明者が二人以上のときは、各人の対価は、それぞれの寄与度に応じて按分する。

3 第1項第1号又は第2号の知的財産権等が学外者との共有である場合、本学園は、当該知的財産権の持分割合に応じて各号に定める額を按分した金額を発明の対価として発明者である教職員等に対して支払う。

(退職後、卒業後の対価の取扱い)

第10条 前条に定める対価は、発明者が転職若しくは退職又は卒業・修了若しくは退学した後も支払う。

2 前項に基づき当該対価を受ける権利を有する者は、その居所等の連絡先を本学園に届け出なければならない。

3 前項による届出がない場合において、本学園から当該対価を受ける権利を有する者に対し、3年間連絡が取れなかつたときは、その者は当該対価を受ける権利を放棄したものとみなす。

4 発明者が死亡した場合は、前条に定める対価を受ける権利は、相続人が承継する。この場合、相続人に対し前2項の規定を準用する。

(不服の申立)

第11条 発明等を届け出た教職員等が、第8条第1項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、不服を申し立てることができる。

2 学長は、不服の申立があつたときは理事長と協議のうえ、不服申立の当否を決定し、当

該教職員等に通知する。なお、学長は、決定にあたって発明委員会の意見を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 発明者、発明委員会委員その他当該発明等に関係する者は、当該発明等の内容及びこれに関係ある事項について、本学園及び本学園が譲渡した者が出願するまでの期間、秘密を守らなければならない。ただし、共同研究契約書等により定めがあるときは、その定めによる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、フロンティア研究推進機構事務室が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。